

入札説明書

宮崎県が行う家畜保健衛生所等における産業廃棄物焼却施設に係るダイオキシン類の検査業務委託に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、下記10にあげる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

家畜保健衛生所等における産業廃棄物焼却施設に係るダイオキシン類の検査業務

(2) 契約期間 契約締結の日から令和8年3月1日まで

(3) 入札方法

ア 入札は、入札書（別記様式1）に必要事項を記載し、記入押印の上、封書によって行わなければならない。

イ 入札執行回数は、2回までとする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

エ 代理人が入札を行う場合は、委任状（別記様式2）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

オ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

カ 入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り消す。

2 競争入札参加資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次の①から②のすべての要件を満たす者とする。

① 令和7年宮崎県告示第62号に規定する資格を有し、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目がその他（調査・研究・検査）の者であること。

② 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に、国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人及び公社を含む。）と次のア、イをすべて満たす契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者であること。

ア 検査項目が、排出ガス、ばいじん及び燃え殻のすべてを含む契約であること。

イ 検査対象施設が3施設以上又は対象検査項目の検体数が合計10検体以上の契約であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1) ①及び②の資格要件を満たすことを証明する書類を令和7年9月26日（金）までに10の担当部局に提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 業務の仕様書 別紙のとおり

4 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問がある場合には、令和6年9月26日（金）午後5時まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあつては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又はファックスで通知する。

5 入札及び開札の日時等

(1) 日時 令和7年10月9日（木） 午後2時から

(2) 場所 宮崎県庁1号館5階農政水産部第3会議室

(3) 入札及び開札には、入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。

(4) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除されることがある。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと

認めるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の①から②のいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。

① 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（入札金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

② 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に、国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人及び公社を含む。）と次のア、イをすべて満たす契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ア 検査項目が、排出ガス、ばいじん及び燃え殻のすべてを含む契約であること。

イ 検査対象施設が3施設以上又は対象検査項目の検体数が合計10検体以上の契約であること。

7 入札の効力

次の（1）から（7）のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

8 再度入札

再度入札の回数は、1回とする。なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

(1) 初度入札に参加しなかった者

(2) 初度入札に参加したが入札をしなかった者

(3) 談合その他不正な行為があった入札をした者

(4) 7の規定により失格となった者

9 落札者の決定の方法

(1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

10 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県農政水産部畜産局家畜防疫対策課

郵便番号 880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話番号 0985(26)7139